

氏名(本籍)	た まき まつ お 田 巻 松 雄 (北海道)
学位の種類	社会学博士
学位記番号	博乙第639号
学位授与年月日	平成2年12月31日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
審査研究科	社会科学研究科
学位論文題目	フィリピンにおける政治変動の研究 ——民主主義と権威主義における国家権力の問題——
主査	筑波大学教授 佐藤守弘
副査	筑波大学教授 岩瀬庸理
副査	筑波大学助教授 駒井洋
副査	筑波大学助教授 小野澤正喜
副査	筑波大学外国人教師 マリア・ロザリオ・ピケロ・バレスカス

## 論 文 の 要 旨

1960年代と70年代、第三世界の多くの諸国では軍事政権や個人独裁型の権威主義的政治体制が広く成立した。ところが1980年代に入ると、代議制的民主主義をとる政治体制への移行が顕著になった。一般に、民主主義体制の成立は、貧困や不平等など第三世界が直面する諸問題の解決に貢献するものと理解されている。しかしながら、一般民衆の真の参加が保障されず、形骸化した形態だけの民主主義体制が存在する場合には、第三世界の発展にたいする意味は、権威主義体制と同様になる。

本論文は、以上のような問題関心に立ちながら、フィリピンに例をとって、権威主義体制から民主主義体制への移行がどのような条件のもとにおこなわれ、その帰結がどのようなものであったかを、実証的に解明しようとしたものである。

本論文全体を一貫する理論的な特徴としては、政治体制の変動およびその帰結の分析に際して、第一に、従属理論を援用しながら対外的従属が大きな要因であるとされていることがあげられる。また、第二に、それらが国家の相対的な自律性によって規定されているという主張がある。第三に、階級的利害状況を重視する検討がなされていることを指摘できる。言葉を変えていえば、本論文は、従属理論の一部に顕著であった内発的条件の軽視という欠陥を、国家および階級という視点を導入することにより理論的に克服しようとする試みであるといえる。

本論文は、「問題の所在」と「結論」のほかに五つの章からなっている。

冒頭の「問題の所在」は、本論文全体の仮説設定の部分であり、第三世界における権威主義体制から民主主義体制への移行が、必ずしも民衆本位の発展に結びつかない場合があるという問題提起がな

される。

「第三世界の政治変動——分析枠組みの検討」と題される第1章は、本論文の分析枠組みを提示している。まず、従属と国家の関係についてラテンアメリカの新従属学派であるカルドーソ、サントス、オドンネル、ペトラス等の見解が、従属理論の代表者であるフランクの経済主義的限界と外的要因の過度の強調を乗り越える理論的成果であるとして評価され体系化される。また、国家の相対的自律の問題について、ミリバンド、アラビ、ハミルトン、エバンス、クローン等の見解が検討され、各種の国家装置および階級的基盤が検討される。

次いで、支配の正当性の問題について、権威主義体制が目標実現における有効性という支配の正当化の論理をもっていたこと、さらに民主主義体制への移行に関しては、それが権威主義体制を支えてきた支配層の意向を反映し、支配の正当化としての合法性の付与による支配の安定化を目指すものであることが、ウェーバー、リンツ、ホロウィッツとトリンバーガー等の所論をもとに展開される。民主化に決定的な役割を演じた中間層については、ダノプラス、プーランツァス、チョ・カプチェ等が摂取されながら、その政治的・階級的二面性が注目されている。

第2章から第5章までは、以上の理論的枠組みに基づくフィリピンの実証研究であり、そのデータは、研究論文はいうまでもなく新聞記事や雑誌記事、あるいは各種統計などを網羅するきわめて包括的なものである。

「戒厳令成立以前のフィリピンの政治変動と国家」と題される第2章は、従来の民主主義体制の特徴の把握と、マルコスによる1972年の戒厳令体制が成立するまでの状況に焦点があてられている。まず、民主主義体制の基本的な前提条件として、経済・軍事援助をつうじてアメリカがフィリピンを従属させてきたこと、また地主階級や農産物輸出業者を中心とするごく少数の経済的特権階級が圧倒的な支配力を行ってしてきたことが指摘される。マルコス政権に入って、対米従属経済の矛盾の激化とマルコスの独裁指向は、反体制運動の高揚と政治エリート内部の対立をもたらした。それに対処するために戒厳令が布告されたのである。その担い手は、政治的抑圧の手段をもつ近代的な組織である軍部と、開発行政に従事してきたテクノクラートからなる国家装置であり、その正当化の論理は経済開発という目標として提示された。

「フィリピンにおける戒厳令体制の検討」と題される第3章では、戒厳令のもとで進展した状況が分析されている。対外的には、アメリカ、のちにはアメリカと日本にたいする経済的従属が強められた。国内的には、従来の伝統的支配階級にたいする国家の自律が増すとともに、マルコスと密接な関係をもつ新興企業集団としての「クローニー」が台頭した。一般民衆については、労働者と農民の実質賃金が低下し、土地無し農民が増加した。軍部は社会的治安の確保の要請と、開発プロジェクトへの参加のために、その役割を拡張していった。

「マルコス体制崩壊の意味」と題される第4章では、民主主義体制の復帰へのきっかけとなった1986年の2月政変がどのような条件のもとに生じたかが分析されている。80年代初頭の経済的および政治的危機は、それまでの受益者であった国家装置としての軍部やテクノクラート、あるいはカトリック教会やアメリカ、さらには外国資本と関係の深い穏健派ビジネス・エリートや中間層を、マル

コスから離反させた。反マルコス勢力はアキノを中心としてピープルパワーを形成し、未組織の大衆を動員しながら2月政変を成功させた。

「アキノ政権下の国家の権力基盤と相対的自律」と題される第5章では、2月政変により成立した代議制的民主主義体制の性格とその意味が検討され、フィリピンの実証分析の結論部分となっている。この政権は、農地改革にたいする消極性や共産主義対策が当初の和解路線から強硬路線に転換したことにみられるように、一般民衆の包摂という点では限界があった。それは、権力基盤として伝統的な経済的特権層や軍、アメリカに大きく依存していたためである。民主化のプロセスについては、支配層である保守勢力の権益が擁護されるように、議会を含む国家装置が確立され、それが民主化の名のもとに合法化されたとみることができる。このように、一般民衆の相対的排除という点で、マルコスの権威主義体制とアキノの民主主義体制には連続性がある。

最後の「結論」では、民主化が中、上層階級を中心とする保守勢力の意向を反映する性格をもつものであったとされ、対外的従属に規定された従属的發展が、従来主張されてきたように権威主義体制とばかりでなく、民主主義体制とも親和性をもつということが強調される。つまり、合法性に依拠する国家支配も、条件次第では従属的發展を維持し続けるのである。

## 審 査 の 要 旨

本論文の主要な成果としては、第三世界諸国における権威主義体制の崩壊に続く民主主義体制の成立の条件およびその意義を社会的に解明していることがあげられる。従来の主たる議論は、民主主義体制の内実を問題とすることなく、それが無条件的に第三世界の発展に貢献すると考えてきたとみられる。それにたいし、本論文は、代議制的民主主義が形骸化して、従属的経済構造、相対的に自律している国家装置による支配、伝統的支配階級による支配が存続し、その正当化のために合法性という論理が利用される事例があることを明らかにしており、この点でその独創性を高く評価できる。

理論的な側面についていえば、本論文は従来の従属理論のもっていた内発的条件の軽視およびその基盤である経済主義的方法という欠陥を、国家の相対的自律性への着目および階級論的アプローチの採用により克服しようとし、それに成功している。また、実証的な側面についていえば、本論文はフィリピンについて権威主義体制から民主主義体制への移行の時期について包括的なデータ収拾をおこない、それにたいする奥行き深い分析をなし、その結果独自の理論的展開をなしとげている。

このほか、本論文の長所としては、(1) 数次にわたる現地調査による直接的体験が理論的・実証的分析の裏付けとなっていること、(2) フィリピンの地域研究でありながら、その問題視角は第三世界全体に指向しており、その点で普遍性が高いことがあげられる。

本論文の短所をあえて指摘すれば、国家の相対的自律性についての考察にやや不十分な点があること、国家装置の概念に若干不明確な点があることなどがあげられるが、本論文の成果を否定するほどのものではない。

よって、著者は社会学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。